

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成25年9月26日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

池辺 強, 上野桂子, 岡村邦彦, 下郡恵美子, 田川直之, 田中宏明, 仲摩延治,
真鍋麻子（五十音順, 敬称略）

4 議事内容

【テーマ】裁判員裁判の実施状況と当庁の取組状況について

- (1) 裁判員裁判の概要, 裁判員裁判の実施状況と大分地裁の取組状況についての
説明
- (2) 意見交換（□：委員長, ◇：委員（学識経験者）, ◆：委員（法曹関係者）,
●：裁判所）

※ 以下, 裁判官のみで行う裁判を「裁判官裁判」と表記し, 裁判員裁判と区
別する。

◇ 選任手続期日の出席率は, 82.7パーセントということであるが, 残り
の17.3パーセントは欠席しているということか。

● 17.3パーセントの人は欠席しているということである。大分の出席率
は高い方であると認識している。

◇ 裁判員裁判における控訴率は約35.3パーセントということであるが,
裁判官裁判と比較するとどうなのか, また, 控訴をしたのは, 被告人側から
が多いのか, 伺いたい。

● 裁判員裁判と裁判官裁判の控訴率はそれほど変わらないと認識している。
控訴は, 全て被告人側からなされたものである。

◇ 裁判員裁判の方が, 裁判官裁判より審理期間が短縮されているということ

であるが、単純に考えると、裁判員裁判の方が手間取るようと思われるが、どういった理由で短縮されているのか。

- 大分では、裁判員裁判の方が審理期間が短くなっているが、裁判員裁判の審理期間の方が長くなっている府もある。公判前整理手続に、どの程度時間を要しているかによって違いがでているのではないか。
 - ◇ 裁判所側に、裁判員に迷惑を掛けてはいけない、短くしなければいけないというような意識が働いている面はあるのか。
- そもそも刑事裁判においては、被告人が身柄を拘束されているため、審理を迅速に進めなければならないということが、どういった制度を採っても必ず要請される。その中で、公判前の手続と裁判員が出席する公判の期間の両方を短くする必要があり、努力しているところである。
 - ◇ 選任手続期日の通知には調査票が同封されているということであるが、それには、プラスのことばかりではなく、例えば、遺体の写真を見ることがあるとか、何らかの精神的な負担を受けることがある、といった説明が加えられているのか、伺いたい。
- 調査票の中には、そこまでの具体的な説明はない。調査票を送付する時点では、具体的にどういった事件を担当するのか、ということは裁判員候補者には全く分からない。実際に、選任手続のため裁判所に出向いていただいた際に、裁判員に選ばれた場合に担当する事件の内容を説明することになる。証拠の中で遺体の写真等が出てくる予定なので、それについて精神的な不安を危惧する方については、選任手続の中で裁判官等が面接を行い個別に事情をお話いただき聴取する機会があり、その内容を踏まえて選任を行うことになるといった説明を加える場合もある。特に最近は、最終的な選任段階で、精神的ケアに配慮した手続を行っている。
 - ◇ 裁判員裁判は、市民感覚を反映させることを目的として導入されたものと理解しているが、裁判官裁判と比較して、傾向として、より厳しい判断が下

されるなどの影響がでてきてているのか。

- 全国的にみても、量刑に変化があらわれてきているようである。特に、性犯罪については、これまでに比べ厳罰化の傾向にあると聞いており、まさに量刑の面では市民感覚が反映されているのではないかと思う。

このほかに、評議の中で、非常に傾聴に値する、「なるほど」と思う意見が続出しており、このような意見が、その時の評議に役立つのはもちろん、日ごろの執務にもよい影響があるのではないかと考えている。そういう意味で、とても良い評議ができているという印象を持っている。

- ◆ 大分地裁における裁判員裁判1号事件の際は、裁判所が実施のために人手をたくさん割いていて、裁判所に掛かる負担が大きいと感じたが、制度導入から4年経過して、裁判所の運営態勢や職員の負担の現状について、伺いたい。

- 制度導入当初は、国民の方々に制度を理解していただき、制度そのものを軌道にのせるため、刑事部に限らず、全職員総出で対応するなど、かなり厚めの態勢をとっていた。

4年経過し、処理をした事件数が増えるにつれて、例えば、選任手続には何人くらい参加するかなどの見込みがたつようになったため、準備もしやすくなり、かなり絞られた人数で対応できるようになっている。現状はぎりぎりの人数で処理していると認識している。

- ◆ 全国的に見た場合、大都市圏など、裁判員裁判の件数が多い裁判所もあると思うが、そこでの人員の手当の状況などについて伺いたい。

- 庁によって件数にばらつきがあり、現に千葉地裁などは当庁の10倍以上裁判員裁判の件数がある。そのような庁では特殊な人員の手当等を行っていると思われるが、それについての資料は持ち合わせていない。

- ◆ 法廷での説明の分かりやすさについては、漸減傾向にあるという指摘がされているが、この点については、検察官側も、分かりやすい主張立証の向上

に努めているところである。それが、審理全体の充実、審理の理解しやすさの向上に繋がっていくと考えている。そのために検察庁では、公判の前にリハーサルを行ったり、証拠の見せ方について研究した上で公判に臨むなどしている。立証の方法についてよく指摘されるのが、「人証を中心に」という点である。分かりやすさという意味では、実際に法廷に証人に来てもらって話を聞くことがいいのかもしれないが、証人の多くは犯罪被害者で、被害者本人が被害の状況について証言するために裁判に呼ばれるというケースがほとんどである。中には公開の法廷では十分に語れない方もおり、証人の負担もかなり大きいと思われる。人証以外の書証でも取調べの方法や証拠の作り方によっては理解度を向上できると思われるので、事件ごとに、証拠の内容やその目的に応じた適切な方法での証拠調べを行うということに裁判所でも柔軟に対応していただきたい。

- ◆ 全国的には審理期間が伸びている点についても指摘をされている。公判日数は集中して行うため明らかに短縮化されているが、公判前整理手続が長期化しているため、起訴から終結までの期間が長期化しているものである。審理を充実させるためには、あらかじめ公判前整理手続において争点を明確化させることなどが不可欠であり、そのため、公判前整理手続である程度時間を取らなければならず、ある意味では仕方のないところではあるが、それでも長期化は望ましいことではないので、当事者としては十分努力したいと考えている。
- ◆ 選任手続の場所が必ずしも大きな場所を確保することができないといった説明もあったが、裁判所にはハード面の手当についても引き続き努力していただきたい。
- ◆ 裁判員裁判は、裁判所が現在取り組むべき最も大きな課題であると思っている。日ごろ、報道などで国民のみなさんがどのようにお考えなのか、常に関心を持って見聞きしているところである。地裁委員会に参加して、委員の

みなさんの貴重な意見を聞く機会を得たので、どのような点に关心をお持ちなのか、どのような点に課題があるとお考えなのか、などを今後の裁判所の事件運営にフィードバックできればと考えている。

◆ 先ほど、国民の感覚が入って刑事裁判がどのように変わったのか、という質問があったが、自分の経験に照らしてみても、裁判員裁判が導入されて刑事裁判はすごく変わったという感想を持っている。国民のみなさんに参加していただることにより、裁判所がすごく変わり、また、裁判官の意識も変わったと感じている。参加する国民のみなさんの感想を聞いても、本当に一生懸命やって結論を出していただいているということが感じられる。

このような中で、一番心配なのは冤罪である。刑事裁判の最も大きな課題は無実の人を有罪にしてはいけないということである。どのような制度を執っても冤罪が出てしまっているが、そこは評議を充実させるなどして、どうしても防がなければならない問題であり、今後の大いな課題になっていくと思われる。日本の刑事裁判がこれからどのように動いていくのか、裁判員裁判はまだ始まったばかりで、この段階で評価できないとは思うが、生き生きとした裁判が日本の風土にうまく根付いていけばいいな、と感じている。

◇ 制度導入から4年が経過し、ハード面・ソフト面を含め、見直すべき点、改善すべき点についての意見がたくさん出てきていると思う。記者会見の在り方についてもまだまだ改善してもらいたい点も多いが、このほか、精神的な負担を感じる人がいるなかで、選任手続に改善すべき点はないか、性犯罪に関しては、裁判員裁判対象事件からはずすべきではないか、被害者が裁判員裁判がいいのか、裁判官裁判がいいのかを選択できる余地があつてもいいのではないか、などの意見もある。このように、多角的な意見がたくさん出ることが、制度をより成熟させるのではないかと思う。裁判所側の検討は進んでいるのか。

◆ 見直しについては、超長期の裁判、性犯罪や覚醒剤事犯については、裁判

員裁判の対象からはずすべきではないか、などいくつかの大きな課題がある。こういった課題については様々な意見があり、裁判員裁判の在り方を含め、多くの議論が必要であり、検討を進めている段階である。

- ◆ 基本的には現在の制度を維持する方針であると理解している。性犯罪については、特定事項の秘匿などプライバシーの問題を含めた複合的な問題となっており、単に裁判員裁判の対象からはずすという問題と併せ、検討課題になっている。
- ◇ P T S D の問題やそれに関連して裁判官が裁判員経験者に対してアフターケアをしているといった報道がされているが、裁判所の用意している相談窓口の相談件数は少ないと聞いている。悩んでいる人が少ないのか、又は、相談のハードルが高くて相談しにくいといった面があるのではないかと思う。精神的なサポートは後手後手に回りやすく、フォローも大事であるが、予防がすごく大事だと思う。選任当初から臨床心理士などに相談できる態勢をとるようなことも検討してはどうか。また、選任する際にスクリーニングの視点も取り入れたらどうか。
- ◇ 資料を見ると、制度導入時点よりも、参加する側がすこし引き気味になっているのか、満足度が低くなってきてている。本日、裁判官委員から刑事裁判は非常に変わったという話があったが、こういった面をもっと発信すれば、参加する側にも関与する価値があると感じられ、モチベーションが上がるなどの効果があると思う。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成26年2月5日（水）午後3時から

(2) テーマ

裁判所の広報活動について

(3) 場所

大分地方裁判所大會議室